

## さいきょうカードレスローン当座貸越契約規定

申込人（以下「借主」といいます）が、株式会社西京銀行（以下「銀行」といいます）との間で、アイフル株式会社（以下「保証会社」といいます）の保証のもとに貸付取引（以下「本取引」といいます）を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下「各取引規定」といいます）に従うことに同意するものとします。

### 第1条（契約の成立）

本取引に関する契約（以下「本契約」といいます）は、借主からの申込みを銀行が審査し、これを承認し、借主が審査の結果に同意したときに成立するものとします。銀行は、本契約が成立した場合、銀行所定の方法により、契約内容をWEB等サイトに掲示するものとします。

### 第2条（保証の委託）

1. 借主は、本取引に関する申し込みを行うにあたり、保証会社に銀行を通じて保証の委託申込をし、その承認を受けることとします。

### 第3条（取引方法）

1. 本取引は、銀行における借主の指定する普通預金口座（以下「指定預金口座」といいます）および本取引専用の借主の当座貸越口座（以下「当座貸越口座」といいます）を使用して行われる当座貸越取引とします。
2. 借主は、銀行所定のスマホバンキングの利用により、本取引を行うことができるものとします。
3. 借主は、第5条に定める取引期限内において、第4条に定める貸越限度額を超えない範囲で、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第7条に定める約定返済が遅延している場合、または第12条に基づいて新たな貸越が中止され、もしくは、本契約が終了した場合は、この限りではありません。

### 第4条（貸越限度額）

1. 貸越限度額は、銀行所定の方法により、借主に通知した契約内容に記載の金額とします。ただし、銀行の判断によりいつでも貸越限度額を増額または減額できる（限度額を零にする場合を含みます）ものとします。なお、銀行所定の審査の結果として限度額を変更もしくは限度額を超えて借主に当座貸越を行った場合にも、本規定の各条項が適用されるものとします。

## 第5条 （取引期間）

1. 本取引に基づき当座貸越を受けられる期間（以下「取引期間」といいます）は、契約成立の日からその1年後の応答月の月末までとします。
2. 取引期間の前日までに銀行あるいは借主のいずれか一方より特段の意思表示が無い場合には、取引期間は更に1年延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、借主が満70歳に到達した日以降の取引期間の延長及び返済に関しては別途第22条の定めによるものとします。
3. 銀行が前二項の取引期間延長に関する審査等のため借主に資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じていただくものとします。なお、財産、収入等については重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告してください。
4. 銀行または借主から取引期間満了日の前日までに、期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次によることとします。
  - ① 取引期間満了日の翌日以降、本取引による当座貸越は受けられません。
  - ② 本取引による貸越元利金は本規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日に本取引は当然に解約されるものとします。
  - ③ 取引期間満了日に貸越元利金がない場合は、取引期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

## 第6条 （利息、損害金等）

1. 本取引による貸越金の利息は付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとします）とし、毎月10日に（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率および方法により計算するものとします。
2. 貸越利率は、銀行所定の基準金利を基準として、当該基準金利の変更に伴って、引き上げまたは引き下げすることができるものとします。
3. 銀行が、本取引について、特に借主に対して優遇金利を適用した場合には、銀行の店頭または支払機設置場所に提示することなく、または借主に通知することなく、いつでもその優遇金利の適用を中止できるものとします。
4. 本取引による債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%（年365日の日割計算）とします。

## 第7条 （約定返済）

1. 貸越金は、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日。以下「約定返済日」といいます）に、約定返済日の前日夜間利息組入れ前貸越金残高（以下「基準日残高」といいます）に応じて、次のとおり返済するものとします。

基準日残高	約定返済額
50万円以下	1万円
50万円超～100万円以下	2万円

2. 前項にかかわらず、基準日残高が前項の約定返済額に満たない場合は、基準日残高を当該約定返済日に返済するものとします。

#### 第8条 （自動引落し）

1. 前条による約定返済は、指定預金口座からの自動引落しの方法によることとします。借主は、毎月の約定返済日までに、指定預金口座に当該約定返済日における約定返済金相当額を預入するものとし、銀行は約定返済日に小切手または通帳及び払戻請求書なしで指定預金口座から当該約定返済日における返済金相当額を引落のうえ、貸越元金の返済にあてるものとします。また、万一預入が遅延した場合には、返済金相当額の預入後いつでも銀行は同様の手続をとることができるものとします。ただし、指定預金口座の残高が約定返済金相当額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱は行わないものとします。

#### 第9条 （随時返済）

1. 第7条による約定返済のほかに、随時に任意の金額を返済できるものとします。
2. 随時返済は、第8条の自動引落しによらず、当行所定のスマホバンキングで、指定預金口座から当座貸越口座に入金することにより、行うことができることとします。
3. 前項の随時返済は貸越元金についてのみ行えることとします。
4. 第2項にかかわらず、約定返済が遅延している場合には当座貸越口座への入金はできません。返済金は指定預金口座に入金いただき、銀行所定の時点において自動的に指定預金口座から引落して遅延している約定返済金等（遅延損害金を含みます）に満つるまで充当します。

#### 第10条 （期限の利益喪失）

1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくとも、本取引による債務全額について、当然期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を弁済するものとします。
- ① 第7条に定める返済を遅延し、銀行が書面により督促しても期限までに返済がなかったとき。
  - ② 保証会社から貸越の中止または解約の申出があったとき。
  - ③ 支払の停止、または、破産手続開始、民事再生手続開始、その他の同様の手続開始の申立があったとき。
  - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- ⑤ 借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき、もしくは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
  - ⑥ 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - ⑦ 相続の開始があったとき。
  - ⑧ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行において借主の所在（銀行から借主に宛てた通知等が届出住所に到達しなくなったとき等）が不明になったとき。
2. 次の各号の場合には、借主は銀行の請求によって本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するものとします。
    - ① 銀行に対する債務の一部でも履行を遅延したとき。
    - ② 銀行との取引約定のひとつにでも違反し、それが、銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき。
    - ③ 銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
    - ④ 第11条第1項各号いずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたとき。
    - ⑤ 前各号のほか銀行の債務保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
  3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または発送した書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべき時に、期限の利益が失われたものとする。
  4. 第1項または第2項の規定の適用により借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行に何らの請求はいたしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責を負います。

#### 第11条 （反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第12条 (貸越の中止)

1. 第6条の支払利息および第7条に定める返済が遅延している場合または、第10条によりいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることが出来ないものとします。
2. 前項の他、金融情勢の変化、債権保全その他の理由により、銀行はいつでも新たな貸越を中止することが出来るものとします。

#### 第13条 (解約)

1. 借主は、いつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面等により取引店に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済するものとします。
2. 第10条第1項各号及び第2項各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 前項により本取引が解約された場合は、借主は本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

#### 第14条 (銀行による相殺、払戻し充当)

1. 期限の到来、または期限の利益の喪失によって、銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺ができるものとします。

2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、借主に代わり諸預け金の払戻を受け、借主の債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、銀行は払戻しおよび充当の結果を、書面をもって、借主に通知するものとします。
3. 前二項により、銀行が相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、精算金、違約金、損害金等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとします。また、利率、料率等は、念書・覚書等で別に定めがない場合には、銀行の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算するものとします。

#### 第15条 （借主による相殺）

1. 借主は、期限前弁済を制限する定めがある場合を除き、弁済期にある借主の預金その他の債権と借主の銀行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して、直ちに銀行に提出するものとします。
3. 借主が相殺した場合における債権債務の利息、精算金、損害金等の計算については、その期間を、相殺計算実行日までとします。また、利率、料率等は、念書・覚書等で別に定めがない場合には、銀行の定めによるものとします。

#### 第16条 （充当の順序）

1. 借主にこの債務の他に銀行取引上の他の債務がある場合に、銀行から相殺するときには、銀行は債権保全等の事由により、どの債権との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主に本取引による債務の他に銀行取引上の他の債務がある場合に、借主から相殺するときは、本規定に定める場合を除き、借主はどの債務の相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主が指定しなかったときは、銀行がどの債権の相殺にあてるかを指定することができ、その指定に対して異議を述べないものとします。
3. 債務のうちひとつでも返済の遅延が生じている場合等において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるとき銀行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
4. 前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

#### 第17条 （危険負担、免責条項等）

1. 借主が銀行に提出した書類等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって、紛失、消滅、損傷または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて、債務を弁済するものとします。なお、銀行が請求した場合には、借主は直ちに代替りの書類等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。
2. 借主が銀行に提出した担保について、前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合には、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。
3. この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）について、銀行が届出の印鑑（または暗証）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき、偽造、変造、盗難等、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。銀行所定のスマホバンキングに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。

#### 第18条 （費用の負担）

1. 本取引に伴う貸越金の利息、損害金、印紙代等の費用の支払いについては、別に定めがない限り、銀行所定の日に普通預金通帳（総合口座通帳含む）、同払戻請求書、または小切手によらず、指定預金口座から自動引落し、または貸越金に組入れるものとします。
2. 銀行が現金による費用の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。
3. 借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

#### 第19条 （届出事項の変更）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、メールアドレスその他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行所定の書面等により銀行に届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。

#### 第20条 （成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によって銀行に届出るものとします。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要事項を、書面によって銀行に届出るものとします。

3. 借主は、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合も、前二項と同様に、銀行に届出るものとします。
4. 借主は、前三項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも、同様に銀行に届出るものとします。
5. 前四項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第21条（報告・届出及び調査）

1. 銀行から請求があった場合には、借主はその財産、収入、信用状態等に関して、銀行が調査に必要と認める資料を提出し、もしくは報告または届け出をし、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主の財産、収入、信用状態等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、借主は銀行に対して遅滞なく報告または届け出るものとします。

#### 第22条（年齢等に関する特約事項）

1. 借主は、満70歳以降の本取引の取扱については、次の各項をあらかじめ承諾します。ただし、銀行は、以下の各項にいう取引期間満了日について、あらかじめ借主に書面にて通知するものとします。
2. 銀行は、借主が満70歳に到達した日から最初に到来する取引期間満了日以降の新たな貸付は行いません。

#### 第23条（返済遅延時の回収業務委託）

1. 借主は、本取引の返済が遅延した場合には、銀行が返済の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託できることについて同意します。
2. 当該業務上必要な範囲内で銀行とサービサー間で相互に借主の個人情報提供されることについて同意します。

#### 第24条（証書の作成）

1. 銀行から請求を受けた場合には、直ちに公証人に委託して、本契約の各条項及び本取引から生じたいっさいの債務の承認、ならびに強制執行の認証を含む公正証書の作成に必要な手続をします。

#### 第25条（契約の変更）

1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く。）を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。

2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容並びにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

#### 第26条 （適用店舗）

1. 本規定の各条項は、借主と銀行の本支店との間の諸取引に共通に適用されるものとします。

#### 第27条 （準拠法・管轄）

1. 本取引の準拠法は日本法とします。
2. 本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本支店または取引店の所在地を管轄とする裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上